

石川県物価高騰対策等総合支援特別融資制度要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転及び災害の影響を受けた事業の再建の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、もって当該中小企業者の経営の安定や収益力改善を図ることを目的とする。

2 融資対象

次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画(以下「計画」という。)を策定した中小企業者(令和6年能登半島地震による災害に関し、災害救助法の適用を受け、かつ中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定により経済産業大臣の指定を受けた石川県の地域内に事業所を有するものに限る。)。ただし、(1)から(3)については、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に事業所を有するものに限る。

(1) 保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること(注1)

(2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること(注1)

(3) 次の①又は② i から vi のいずれかに該当すること(注1)(注2)

① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること

② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

(4) 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和6年以降に発生した災害のうち、石川県内を災害関係保証の適用地域に含むものに限る。)を受けたこと(注1)

3 資金の使途

- (1) 2. (1) 及び (2) については、経営の安定に必要な事業資金
- (2) 2. (3) については、事業資金
- (3) 2. (4) については、事業の再建に必要な事業資金

4 融資条件

(1) 融資限度額

1 億円

(2) 融資期間

10 年以内（うち据置期間は5年以内）とする。

(3) 利率

別途、定める利率とする。

(4) 担保

必要に応じて徴求することとする。

(5) 保証人

原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。

また、経営者保証免除対応（以下「免除対応」という。）（注3）を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。

(6) 貸付形式

証書貸付又は手形貸付とする。

(7) 返済方法

原則として、均等分割返済とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括弁済でも差し支えないものとする。

5 信用保証

本制度は、石川県信用保証協会の保証を必須とする。

6 申込手続

2(1) 及び (2) については、市町の認定書の写し及び借入申込書（別記様式第1）の写しに計画書を添え、金融機関経由で石川県信用保証協会に申し込むものとする。

2(3) については、借入申込書（別記様式第1）の写し及び計画書に売上高減少要件確認書・売上高総利益率減少要件確認書・売上高営業利益率減少要件確認書のいずれかを添え、金融機関経由で石川県信用保証協会に申し込むものとする。

2(4) については、借入申込書（別記様式第1）の写し及び計画書に罹災証明書（石川県内において取得されたものに限る。）を添え、金融機関経由で石川県信用保証協会に申し込むものとする。

7 金融機関の責務及び報告

- (1) 金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。
- (2) 金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- (3) 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお、同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、信用保証協会を経由して経済産業省に送付するものとする。金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。

8 取扱期間

令和5年1月10日から令和8年3月31日までに石川県信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。ただし、2(4)については、上記期間内に信用保証協会が保証申込を受け付けたものであって、当該激甚災害のあった日から当該激甚災害に係る災害関係保証の適用期限までに融資実行されたものとする。

注1: 保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。

注2: 保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証(いずれも一般分に限る。)に限る。

注3: 次の①及び②を満たす場合に、保証料率を 0.2% 上乘せすることにより経営者保証を免除することができる。

- ① 令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。
- ② 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

附 則

本要綱に定める制度は国が定める「伴走支援型特別保証制度」に対応するものである。

附 則

本要綱は、令和5年1月10日から施行する。

附 則

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和6年2月28日から施行する。

附 則

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和6年10月30日から施行する。

附 則

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(別記様式第1)

年 月 日

(金融機関)

様

所在地
(住所)
企業名
代表者名

石川県物価高騰対策等総合支援特別融資借入申込書

上記資金の借入れをしたいので、石川県物価高騰対策等総合支援特別融資制度要綱に基づき、下記の通り申し込みます。

記

申込金額 金 円

償還方法 分割 (カ月)
うち据置期間 (カ月)

保証人 (住所、氏名、職業)

(別記様式第2)

年 月 日

石川県知事 様

(金融機関名)

石川県物価高騰対策等総合支援特別融資実行通知書

企 業 名 (組合名)			所 在 地		
代表者名			業 種	1 製造業	2 建設業
資 本 金	(法人のみ)	円		3 卸小売業	4 飲食業
				5 運送業	6 サービス業
			7 その他 ()		
融資実行金額 円					融資利率
					%
うち 借 換 金 額 : 新規借入額 :					(固定・変動)
融資期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 カ月間)				
うち 据置期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 カ月間)				
償還方法	年 月 日から 毎月ごとに 円返済 ごとに				
担保の有無 (種別に○印)	有・無	信用保証 (種別に○印)	有	一般保証 経営安定関連保証第4号 経営安定関連保証第5号 災害関係保証	
備 考	資金使途 (具体的に)				
(注) 本店でとりまとめのうえ送付すること。			取扱支店名		